

財務省告示第二百十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年四月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 |
|-------------------------|--|---|------|-------------------------|--------------------|-------|--|-------------|-----------------------|-----------|----------------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその条項の適 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 | 振替単位 | 発行日 | 発行価格 | 利率 | 経過利率 |
| 利付国庫債券（十年）（第二〇五 十八回） | 国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 | 受付け | 額面金額で九百九十七億九千九 百八十万円 | 九百九十七億九千九百六十 万円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。 | 平成十六年三月二十二日 | 額面金額百円につき九十九円九 角二分 | 年一・三パーセント | 財務大臣は、払込金額に加え、 |

の
払
込
み

次の算式により算出した金額を
第十八号に規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{2}{365}}$$

十
三

初
期
利
子

平成十六年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十
四

第
二
期
以
後
の
利
子

毎年三月二十日及び九月十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十
五

償
還
期
限

平成二十六年三月二十日
額面金額百円につき百円

十
六

償
還
金
支
額

日本銀行

十
七

元
利
金
支
所

平成十六年三月二十二日

十
八

払
込
期
日